

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月28日提出

岩倉市長 久保田桂朗

専決第3号

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年7月5日に発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

令和6年7月25日専決

岩倉市長 久保田桂朗

事 故			相手方住所 氏名	損害賠償の額
市所属氏名	場 所	概 要		
消防署 主任 前田 浩志	岩倉市大地 新町三丁目 65番地内	消防署の資機材 搬送車が給油の ため店舗内を走 行し右にハンド ルを切った際 に、停止中の相 手方車両の右側 テールランプに 資機材搬送車右 側後部が接触 し、相手方車両 を損傷させたも の。	岩倉市 ■■■■ ■■■■ ■■■■	9,240円

専決第4号

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年5月28日に発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

令和6年8月8日専決

岩倉市長 久保田桂朗

事 故		相手方住所氏名	損害賠償の額
場 所	概 要		
岩倉市川井町古井1番地先 市道甲北島藤島線	アスファルト簡易舗装材で部分補修した当該道路を車両が通行した際に染み出した油分を含む雨水が飛散し、隣接する相手方施設にある相手方車両(2台)に通常の洗浄では除去できない多数の油汚れが付着し、ボディコーティングを破損させたもの。	岩倉市川井町古井1120番地1 ユアサ燃料株式会社 代表取締役社長 浅井 利昭	262,670円